



平成 20 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 か ど や 製 油 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 澤 二 郎
(JASDAQ・コード番号:2612)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 管 理 部 長 水 戸 優
(電話:03-3492-5545)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月23日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成20年6月26日開催予定の第51回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主の皆様のご利便の向上と公告掲載費用の削減を図るため、第5条に定める公告方法を電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分発揮できるように会社法第427条（責任限定契約）に基づき、定款に第29条（社外取締役との責任限定契約）及び第38条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。
尚、第29条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 規定の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月26日（木曜日）
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成20年6月26日（木曜日）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第5条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法により行なう。</u>	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u>
第6条 } <条文省略> 第28条 <新 設>	第6条 } <現行どおり> 第28条 (<u>社外取締役との責任限定契約</u>)
第29条 } <条文省略> 第36条 <新 設>	第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u> 第30条 } <現行どおり> 第37条 (<u>社外監査役との責任限定契約</u>)
第37条 } <条文省略> 第43条	第38条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u> 第39条 } <現行どおり> 第45条